

「帰る場所」がある幸せを多くの人へ

改修費を
補助

セーフティネット住宅

行政、NPO、福祉事業者、町内会、ボランティア……

地域の人たちと連携して、誰もが安心して入れる住宅をつくる。それはいわば「小さなまちづくり」です。今、行政もさまざまなサポートを用意して、**発想力**や**行動力**を持った事業者さんを応援しています！

建物を改修し、セーフティネット住宅として活用する取り組みが各地で始まっています。

〈東京都の事例〉築 28 年の寄宿舍を社会自立支援シェアハウスに改修



東京都羽村市
ELSHEART HAMURA



事業者データ

申請者：株式会社エンタープライズ
総事業費：約 9,900 万円
入居者：高齢者、障害者、被災者、低額所得者、外国人、DV 被害者 等
＜物件概要＞改修戸数 / 49 室、各居室 / 12 m²、間取り / 1 R、建物延べ面積：1,472.56 m²、構造 / 鉄筋コンクリート造陸屋根 4 階建

◇住宅確保要配慮者専用賃貸住宅にご登録いただくと、補助金などのサポートが受けられます。

「住宅確保要配慮者」とは



高齢者



障害者



子育て世帯

- 外国人
- 東日本大震災等の大規模災害の被災者
- 低額所得者（月収 15 万 8 千円以下）
- 地方公共団体が地域の実情に応じて定める者 等

住宅の確保に特に配慮を要するものとして、上記の方が法律や省令等で定められています。

補助金の対象となる工事（主なもの）

- バリアフリー改修工事
- 耐震改修工事
- 間取り改修工事
- 子育て世帯対応改修工事

- 「子育て支援施設の併設に係る改修工事」を実施する場合、1 施設当たり 1,000 万円加算

※工事の組み合わせにより、補助額の上限は変わりますので、詳しくはご相談ください。

補助額の例

⇒ 上限 100 万円 / 戸
補助率 1/3

「補助金は利用してみたいけど、手続きが大変そう…」というお声をよく聞きます。

申請方法につきましては、事務局がていねいにサポートいたしますので、お気軽にご相談ください。

○お問い合わせ先

スマートウェルネス住宅等推進事業室 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業（国による直接補助）

TEL：03-6265-4905（受付時間10:00～12:00、13:00～17:00）

ホームページ：http://snj-sw.jp/ メール：snj@swrc.co.jp

※上記ホームページには詳しい資料も掲載しております。ご参照ください。